一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年関東地方整備局告示第四十二号東京都市計画道路事業補助線街路第四号線
三　事業施行期間　自平成二十四年二月二十日至平成三十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十九日

関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原字御陣場二七七二番一から深谷市西田字本地一三番一まで	前	A　九・九〇〜一一・九五メートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　二五・六〇〜二三七・四一メートル	
		C　〇・〇〇〜一〇五・七四メートル	
	後	A　九・九〇〜一一・九五メートル	
		B　二五・六〇〜二三七・四一メートル	
		C　〇・〇〇〜一〇五・七四メートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十九日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局相武国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十九日

関東地方整備局長　泊　宏

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四百六十八号
三　指定する道路の部分

区間	幅員延長
あきる野市牛沼字飛鳥山五九九番一地内から四　指定する期日　平成三十年三月二十九日まで	五三・二四メートル〜八七・八五メートル　〇・〇四四キロメートル

○北陸地方整備局告示第三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十九日

北陸地方整備局長　小俣　篤

一　施行者の名称　石川県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第四百五十一号鶴来都市計画公園事業九・六・一号白山ろくテーマパーク
三　事業施行期間　自平成六年三月二日至平成三十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十九日

近畿地方整備局長　池田　豊人

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
亀岡市大井町並河鎌又二一番一から同市大井町並河熊田一六番三まで	前	八・二〇〜一九・一〇〇メートル	
	後	一二・二〇〜六八・八〇〇・二七九キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月二十九日

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	亀岡市篠町篠赤畑一九番三から同市篠町篠垂殿林五番一まで	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月二十九日

○近畿地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十九日

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	木津川市木津駅前一丁目一番地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月二十九日

○四国地方整備局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十九日

四国地方整備局長　平井　秀輝

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十六号